全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１５１号
令和８年９月２９日

正　会　員　　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

２０２６年度ＬＰガス消費者保安月間の実施について
（お願い）

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり依頼がありました。

本件につきましては、消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動の推進を図るため、昭和６０年度から毎年１０月１日から１０月３１日を「ＬＰガス消費者保安月間」と定め、実施するものです。

なお、本年度は７月２８日日に発生しました「令和８年度熊本地震」に伴う、同省からこれまでに発出された要請について、記載されておりますことを申し添えいたします。

つきましては、別紙の実施要綱をご参照の上、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、ＬＰガス消費者保安啓発活動等の推進を図っていただくよう周知徹底並びに効果的な実施のためのご指導方よろしくお願いいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　今市、國坂

別紙

一般社団法人
'26.09.29
全国ＬＰガス協会

経済産業省

２０２６０９１７保局第４号
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ８ 日

一般社団法人全国ＬＰガス協会　会長　殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

２０２６年度ＬＰガス消費者保安月間の実施について

平素は、ＬＰガス消費者保安行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では昭和６０年度から毎年１０月をＬＰガス消費者保安月間として定め、ＬＰガス消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動を推進してきており、別添のとおり実施要綱を定めたところです。

貴団体におかれましては、以前からＬＰガス消費者保安啓発の推進に努めてこられたことと存じますが、本年度につきましても、関係団体と協力の上、別添の実施要綱に従ってＬＰガス消費者保安啓発活動等の推進に努められるようお願いします。

また、貴団体の会員及び他の関係団体に対して、本件実施の趣旨に関する周知徹底を行うとともに、ＬＰガス消費者保安啓発活動等の効果的な実施のため、御指導方お願いいたします。

経済産業省

２０２６０９１７保局第４号

ＬＰガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

令和８年９月２８日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

ＬＰガス消費者保安月間実施要綱

１．趣旨

経済産業省は、ＬＰガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和３年４月にＬＰガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」を策定し、令和８年３月に中間評価及び計画の見直しを行い、本計画を改訂した。本計画は、２０３０年の死亡事故ゼロに向けて、国、都道府県、指定都市、第三者機関、ＬＰガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

近年、多くの自然災害に見舞われ、地震による被害、豪雨による水害等が多発しており、ＬＰガス分野の保安レベルのより一層の維持・向上を図り、安全・安心な社会を実現することが求められている。これより、ＬＰガスの需要が増加し始める１０月を「ＬＰガス消費者保安月間」とし、経済産業省、産業保安監督部等、都道府県等、高圧ガス保安協会及びＬＰガス関係団体が一体となって、ＬＰガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

２．実施時期

毎年１０月１日から１０月３１日まで

３．重点実施項目

以下の点について重点的に実施する。

（１）災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、最新の「ＬＰガス災害対策マニュアル」に基づいた事前の備え・取組を着実に実施すること。

特に地震が発生した時は自分の身を守ること、揺れがおさまったら火の始末をすること等の他、地震発生後の注意事項としてガス漏れや避難するときはガス栓など

を閉めること等について一般消費者等に周知すること。

（2）業務用消費者に対して、ＣＯ中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図ること。

業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるＣＯ中毒事故が発生していることから、業務用調理機器、フード内やダクト内の定期的な掃除、メンテナンスや充分な換気の重要性を周知すること。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対して業務用換気警報器の設置を促進すること。

（3）一般消費者等に対して、ＬＰガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、ＣＯ中毒事故防止対策（換気の実施、ＣＯ警報器の設置等）、ガスが漏えいした場合に火気は絶対に使用しないこと、戸や窓を大きく開けてガスを外部に出すなどの適切な対処方法を周知すること。

（4）ＬＰガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、供給管・配管の事故防止対策としてガス以外の他工事業者による埋設管破損を防止するため、ＬＰガス販売事業者は、一般消費者等の敷地内のガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にＬＰガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。

（5）高齢者及び一人暮らしの消費者に対してＬＰガス設備を安全に使用するためにガス臭時の対応方法の周知、コンロの消し忘れ防止、ＣＯ中毒防止のための換気の徹底など保安啓発を行うこと。

（6）令和８年熊本地震の発生等に伴う経済産業省からの下記の要請について対応すること。

・令和８年７月２９日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）」（２０２６０７２９保局第１号）
・令和８年８月５日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）」（２０２６０８０５保局第１号）
・令和８年９月７日付け「ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）」（２０２６０９０７保局第１号）
・令和８年９月１１日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた対応について（要請）」（２０２６０９１０保局第１号）

４．実施項目（経済産業省）

（1）経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したＬＰガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。

（２）経済産業省は、ＬＰガス安全委員会（ＬＰガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の取り組みを通じた保安啓発活動の協力を要請する。

① 業務用ＬＰガス保安ガイド・業務用施設の保安啓発シールの印刷・配布
② 家庭用ＬＰガス保安ガイドの印刷・配布
③ 地震時対応ＬＰガス保安ガイドの印刷・配布
④ 水害時対応保安ガイドの印刷・配布
⑤ 他工事事故対応保安ガイドの印刷・配布
⑥ 保安啓発チラシの印刷・配布
⑦ 保安啓発ポスターの印刷・配布
⑧ ＬＰガス安全委員会ホームページを通じた情報提供

（３）経済産業省は、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びＬＰガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。

（４）経済産業省は、ＬＰガス販売事業者等に対して、本保安月間において、安全装置付き器具への交換促進、空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認、集中監視システムの普及促進等に努めること（集中監視システムについてはサイバーセキュリティーの確保に留意しつつ普及に努めること。）を要請する。また、ＬＰガス販売事業者が行う保安業務の内容並びに消費者が行うＬＰガス設備の維持管理の項目・方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、ＬＰガス関係団体及び各産業保安監督部等を通じて要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。

附　則

１　この規程は、令和８年９月２８日から施行する。

２　ＬＰガス消費者保安月間実施要綱（２０２５０９０８保局第３号）は、廃止する。